

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条の規定により、陸上自衛隊那覇駐屯地宇栄原宿舎整備等事業を同条に規定する特定事業として選定するに当たって、同法第11条第1項に規定する客観的な評価を行ったので、同項の規定により別添のとおりその結果を公表します。

令和8年9月24日

防衛大臣 小泉 進次郎